

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町長 畠中 源一

文書質問回答書

令和7年8月1日付け7京丹議第59号の文書質問書について、京丹波町議会文書質問取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり回答します。

記

質問者名	山崎 裕二	担当課	土木建築課
質問事項	1 町道蒲生野中央線 東側交差点改良について		
質問の内容			
<p>7月25日（金）朝の通勤時間帯に、国道27号と町道 蒲生野中央線の接合部において、複数台が関係する交通事故があった。本箇所は、過去にも事故が発生しており、役場行き帰りの交通量が増加していることから、地域住民はもとより、沿線住民の方からも、交通安全上の不安視と交差点改良の早期施工を望む声が寄せられている。</p> <p>(1) 当該箇所の交差点改良が、一向に進捗を見ず、難航している根本的な原因はなにか。</p> <p>(2) 用地取得に際して、地方自治法および町例規に依拠し、地権者から疑義が投げかけられたと聞く。かかる点について、町顧問弁護士に見解を求めたことはあるのか。町としての見解は、相手方に十分、伝わっているのか。</p> <p>(3) 庁舎移転から、まもなく4年となる。抑々、開庁までに、周辺のインフラ整備が完了せず、後手に回っていることも、事故発生の一因と推し量る。当該箇所の一刻も早い交差点改良を目指して、行政姿勢を旗幟鮮明にし、取り組みを加速させていこうと、改めて、強く念頭に置いている点は。</p> <p>(4) 交差点改良にあわせて、国道27号線と町道 蒲生野高原中線接合部の隅切りを行う計画はあるのか。</p>			

答弁

- (1) 国道27号の境界明示、分筆のための境界確定、用地交渉について時間を要しております。
- (2) 用地取得の手續等に関しましては、地方自治法及び町関係条例の規定について顧問弁護士に見解を求め、適正であることを確認した上で進めておりますが、地権者の皆さまに対しましては、誠心誠意、丁寧な説明を行い、ご理解を得ることが重要であると考えております。
- (3) 町道拡幅や交差点改良にかかる境界確定、用地交渉は庁舎移転に先駆け着手しており、すでに大多数の地権者の方に、ご理解とご協力をいただいております。  
ご協力をいただきました地権者の方々のお気持ちにお答えするため、早期の町道拡幅、交差点改良の完成が必要と考えております。  
現在交渉中の地権者の方につきましても、連絡を密にとり、一日も早くご理解とご協力が得られますよう、交渉してまいります。
- (4) 町道の拡幅に併せ、隅切りを行う計画です。